

北広島町広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、北広島町広告掲載要綱（平成20年北広島町告示第13号。以下「要綱」という。）に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の審査は、この基準に基づき行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならない、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 要綱第5条の規定より、掲載又は掲出することのできない業種及び事業者は以下のとおりとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種
- (4) たばこに関するもの
- (5) ギャンブルに関するもの

- (6) 投機的商品に関する業種
- (7) 規制対象でない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (9) 占い、運勢判断等に関するもの
- (10) 興信所、探偵事務所等
- (11) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
に基づく町長の許可を受けず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費、作業代等を要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する。）
- (14) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正手続き中の事業者
- (15) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他の反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (16) 各種法令に違反しているもの
- (17) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (18) 本町の税等を滞納しているもの

(掲載基準)

第5条 要綱第5条の規定より、掲載又は掲出することのできない広告の内容は以下のとおりとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば次のようなものをいう。

ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するものの

ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、買収等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの

オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
(政党広告を含む。)

イ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの

るもの（選挙広告を含む。）

- （４） 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの

イ 迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの

- （５） 人権侵害、差別若しくは名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

イ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で利用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

- （６） 社会問題についての主義主張。例えば、次のようなものをいう。

ア 個人又は団体の意見広告

イ 国内世論が大きく分かれているもの

- （７） 他人を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 他人を誹謗し、中傷し、若しくは排斥し、他人の名誉・信用を毀損し、若しくは他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの

- （８） 投機心又は射幸心を著しくあおるもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 投機心又は射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの

例：「今が最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

(9) 内容が虚偽若しくは誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 誇大な表現の根拠のない表示や誤解を招くような表現を含むもの

例：「世界一」、「一番安い」、「当社だけ」等（掲載に際しては、根拠となる資料が必要）

イ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの

ウ 虚偽の内容を表示するもの

(10) 美観風致を害するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの

イ 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの

ウ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれがあるもの

エ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの

(11) 内容又は責任の所在が不明なもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの

イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、総量、数量、引き渡し、支払い方法、返品等条件等が不明確なもの

ウ 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、

その実態、内容、施設が不明確なもの

エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの

(12) 事実を誤認するおそれがあるもの又は消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 法令等に違反する業種・商法・商品

イ 国家資格等に基づかないものが行う療法等

ウ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

エ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの

オ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの

カ 他人名義の広告

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービスに係るものを除く。）

コ その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現（編集記事と紛らわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの

(13) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現

ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(14) 個人又は法人の名刺広告

(15) 本町の推進している施策に反するもの

(16) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないとい町長が認めるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 品位を損なう表現のもの

イ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの

ウ 施設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

エ 債権取立て、示談引き受け等に関するもの

オ 占い、運勢判断等に関するもの

カ 通貨及び郵便切手を複写したもの

キ 謝罪、釈明等に関するもの

ク 尋ね人、養子縁組等に関するもの

ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

コ デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの

キ 町の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの

シ その他社会的に不適切なもの

(業種ごとの基準)

第6条 業種ごとの掲載の許可及び表示内容の審査は、次の各号に定める基準とする。

(1) 人材募集広告

ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは認めない。

イ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さや授業料又は受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：一か月で確実にマスターできる等

(3) 学習塾、予備校等（専門学校を含む。）

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設等が不明確なものは掲載しない。

(4) 外国大学の日本校

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」という主旨を明確に表示すること。

(5) 資格講座

ア 受講する資格の内容を明記すること。あたかも、国家資格であるといっ

た誤解を招くような表示はしない。

イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示すること。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤解される表示はしない。

(6) 病院、診療所、助産所等

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び医業若、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）の規定により広告できる事項以外は広告できない。

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。

ウ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。

エ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。

オ 写真については、病院の前景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。

カ マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復等）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号）第７条又は柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）第２４条の規定により広告できる事項以外は広告できない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラスティック、エステティック等）の広告は掲載できない。

（８） 薬局、薬店、医療品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

ア 薬事法（昭和３５年法律第１４５号）第６６条から第６８条までの規定に基づき掲載する。

イ 次のような表示は掲載できない。

（ア） 最大級及びそれに類する表示をしない。

（イ） 効能、効果及び安心を保証する表示（使用前後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）

（９） いわゆる健康食品、保険機能食品及び特別用途食品

医療品的な効能、効果、成分、用法、容量等について次のような表示はできない。

例：「１日３回、毎食後３錠お飲みください。」（服用に関する表示）

「生活習慣病の予防に。」（効果効能の表示）

「疲れ目を治します。」（特定部位への効果の表示）

（１０） 介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般（老人保健施設を除く。）

（ア） 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービス

を明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

(イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(ウ) その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：北広島町事業受託事業者等

イ 有料老人ホーム

アに規定するもののほか、

(ア) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ウ) 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

ウ 有料老人ホーム等の紹介業

(ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(イ) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(11) 墓地等

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条に基づき県知事の許可を受け、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(12) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号等を明記する。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限等を明記する。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規則に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：「早いもの勝ち」、「残り戸数あとわずか」等

(13) 弁護士、税理士、公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。

(14) 旅行業

ア 広告主は社団法人日本旅行業協会又は社団法人全国旅行業協会の会員とし、登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。

イ 不要表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

(15) 通信販売業

ア 会社の概要、取扱商品等を検討し、掲載が妥当と判断した業者に限り掲載する。

イ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び第12条の規定に基づく広告であること。

(16) 雑誌、週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出しや写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

ウ 性犯罪を誘発又は助長するような表現（文章、写真）がないものであること。

ること。

エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権又はプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

オ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。

カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

キ 未成年者、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

ク 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(17) 映画、興業等

ア 暴力、とばく、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめたもの、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

オ ショッキングなデザインは使用しない。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(18) 古物商、リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物処理業に係る町長の許可を受けていない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はでき

ない。

例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄等

(19) 結婚相談所、交際紹介業等

ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。

イ 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。

(20) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。

イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

(21) 募金等

ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄付金募集に限る。

イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けたもので、その旨を明確に表示すること。

(22) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：〇〇〇のバッグ 50,000円、航空券 東京～福岡15,000円等

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(23) トランクルーム及び貸し収納業者

ア 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル的マーク付き）であり、その旨を明確に表示すること。

イ 「貸し収納業者」は会社以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。

また、下記の主旨を明確に表示すること。

「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく”トランクルーム”ではありません。」等

(24) ダイヤルサービス

“ダイヤルQ2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

(25) ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(26) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

第5条で定める規制業種の該当する企業による、規制業種に関連するものの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

(27) その他、表示について注意を要すること。

ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

イ 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加又は体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地及び連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話

話及びPHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

オ 肖像権及び著作権

無断使用がないか確認をする。

カ 宝石の販売

虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり。）

例：「メーカー希望小売価格50%引き」（宝石には通常メーカー希望小売価格はない）等

キ 個人輸入代行業等の個人営業広告

ク アルコール飲料

（ア） 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

（イ） 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

（WEBページに関する特例）

第7条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、北広島町広告掲載要綱、この基準その他町の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者に斡旋し、又は紹介しているWEBページの広告は掲載しない。

（掲載基準の適用）

第8条 この基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の

全部又は一部について修正、削除等が必要な場合には、広告主に依頼することとする。広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除等に応じなければならない。

附 則

この基準は、令和7年3月1日から施行する。